

豊川市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、市長のほか、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び市長（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。